

正誤表

2025年4月18日

2025年目標 TAC建築士講座

級	一級建築士 学科15分Web
科 目	法規
教 材	法規39回（講義名 既存不適格、用途変更） 講義録

日付	頁	内 容
4/18	講義録 4 ページ 上スライド	法87条の7第1項 ⇒ 法86条の7第1項  既存不適格建築物 法3条2項 ・現行の規定を適用しない（古いままでよし） ↓ 法3条3項 ・現行の規定を適用する（やっぱり新法に適合させてよ） ↓ 法87条の7第1項 ・政令で定める範囲内であれば 現行の規定を適用しなくても 良い （政令で定める範囲内であれば 新法に適合させなくても良い） 法規39 法86条 Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

以上のとおり、訂正をお願いいたします。